

日薬連発第 757 号

2019 年 9 月 30 日

加 盟 団 体 殿

日本製薬団体連合会

(押印省略)

えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー
(さいたま会場) 開催の御案内

標記について、公益財団法人人権教育啓発推進センターより、別添のとおり案内がありましたので、貴団体加盟企業に周知方よろしくお願いいたします。

御担当者様

公益財団法人人権教育啓発推進センター

令和元年度経済産業省中小企業庁委託
えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー（さいたま会場）
開催の御案内

謹啓 時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、令和元年度「えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー・さいたま会場」を、2019（令和元）年11月29日（金）に埼玉県さいたま市で開催いたします。

本セミナーでは、企業の担当者等を対象に、えせ同和行為に関する基本的な考え方、被害の実例や具体的対応策について、有識者による講演を行います。

皆様におかれましては、この機会に是非とも御来場いただきたく、本件案内チラシをお送りいたします。また、関係する各機関、支社・支店・支部、取引先企業等にも御紹介いただければ幸甚に存じます。

参加を希望される方は、案内チラシの裏面「参加申込書」を御参照の上、お申し込みいただきますよう、お願い申し上げます。

以上、御案内申し上げます。

敬白

【お問い合わせ先】

公益財団法人人権教育啓発推進センター「えせ同和行為対策セミナー」事務局

TEL：03-5777-1802 FAX：03-5777-1803 メール ese2019@jinken.or.jp

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

企業の社会的責任（CSR）・人権パンフレットの無料配布の御案内

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、企業の社会的責任、人権啓発に関する各種パンフレットを制作しております。御希望の方に無料で配布しておりますので、是非御活用ください。申込方法等の詳細は、下記で御案内しております。

●人権啓発パンフレットの無料配布について

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>

●人権啓発支援事業に係るパンフレット（経済産業省中小企業庁）

http://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.html

人権ライブラリーの御案内

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、企業における人権研修に適した、各種の図書・ビデオ・DVDを収集し、情報提供しています。どなたでもお気軽に御利用いただけます（郵送等による貸出しにも対応しています）。御利用方法等の詳細は、下記で御案内しております。

●人権ライブラリー・ウェブサイト

<http://www.jinken-library.jp/>

令和元年度 経済産業省中小企業庁委託

えせ同和行為をはじめとする

不当要求行為 対策セミナー

参加費無料

定員 **180名**
[先着順・事前申込制]

令和元年
(2019年)

11/29 金

[さいたま会場] 市民会館おおみや「小ホール」
埼玉県さいたま市大宮区下町3-47-8

対象者/企業、地方公共団体、各種団体等の総務・法務・お客様担当者やその他関心のある方
参加費/無料

お申込み先 QRコードを読み取るとWEB受付フォームが表示されます。▶

公益財団法人人権教育啓発推進センター
「えせ同和行為対策セミナー」事務局



13:30~16:30 (予定) [開場12:30~]

あなたの会社を不当な要求から守ろう！

えせ同和行為とは、あたかも「同和問題の解決」に努力しているように装って、寄附を募ったり、高額な書籍を強引に売りつけたり、工事の下請発注を強要するなど、企業等に不当な利益や義務のないことを要求する行為です。

同和問題への無理解につけ入る「えせ同和行為」は、これまで多くの人々が差別解消のために行ってきた活動の努力を踏みにじる行為であり、同和問題の解決を阻害するものです。

このセミナーでは、企業等の担当者に対して、同和問題に関する基本的な考え方や、反社会的勢力によるえせ同和行為をはじめとする不当要求行為の被害の実例や具体的対応策についての講演を行います。

開催内容

啓発ビデオ
上映 **企業と人権—職場からつくる人権尊重社会—
「えせ同和行為」**

企画：法務省人権擁護局 公益財団法人人権教育啓発推進センター

講演1 **「同和問題に関する企業の基本姿勢、
えせ同和行為」に関する講演**

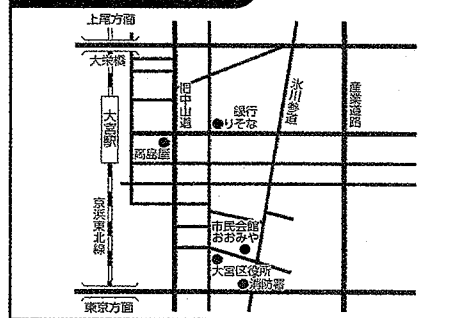
講師：馬場周一郎（ジャーナリスト、元西日本新聞記者）

講演2 **「反社会的勢力によるえせ同和行為等の
具体的事例と対応策」に関する講演**

講師：角屋良夫（公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター専務理事）

※当日はパソコン要約筆記を実施いたします。

会場へのご案内



[会場] 市民会館おおみや「小ホール」

埼玉県さいたま市大宮区下町3-47-8

<http://www.saitama-culture.jp/omiya/shall.html>

[会場へのアクセス]・大宮駅東口より徒歩15分

・バス2番乗場「さいたま市立病院」「さいたま新都心駅東口」行き

「大宮区役所」下車徒歩2分

令和元年度 経済産業省中小企業庁

えせ同和行為をはじめとする 不当要求行為対策セミナー 開催のお知らせ

岐阜会場 令和元(2019)年12月12日(木) 岐阜市文化センター・3F・展示室

神戸会場 令和2(2020)年1月15日(木) 兵庫県民会館・9F・けんみんホール

大分会場 令和2(2020)年1月30日(木) 大分県労働福祉会館(全労済ソレイユ)・7F・カトレアA

松山会場 令和2(2020)年2月6日(木) ホテルマイステイズ松山内会議室
(TKP松山カンファレンスセンター)・3F・ドゥエミーラ

主催

経済産業省中小企業庁、関東経済産業局、
公益財団法人人権教育啓発推進センター

後援

法務省、独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部、
埼玉県、さいたま市、埼玉県商工会連合会、
さいたま商工会議所、埼玉県中小企業団体中央会、
公益財団法人埼玉県産業振興公社

えせ同和行為をはじめとする不当要求行為対策セミナー 令和元(2019)年
さいたま会場 **参加申込書** 11月29日(金)



●左の QR コードを
読み取ると WEB
受付フォームが表
示されます。



FAXでのお申込みの場合、①団体(法人)名・所属(部署)名、
②お名前、③電話番号、④ファックス番号、⑤Eメールアドレス、
⑥住所(所在地)、⑦人権センターからの情報提供の可否
を明記の上、事務局まで送信してください。

FAX 03-5777-1803

団体(法人)名 所属(部署)名		
	※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。	
お名前		
ご連絡先	TEL	FAX
	Eメール	
ご住所 (所在地)	〒 -	

情報提供は不要

人権センターからの情報提供が不要な方のみ、左の にチェックしてください。

※参加申込時にご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込み締切日] 令和元(2019)年11月28日(木) 15:00まで

※定員に達し次第、事前申込みを終了いたします。あらかじめご了承ください。

●入場券について:

参加申込み受付後、約2週間以内に、入場券をFAXまたはEメールでお送りします。セミナー当日は、入場券をお持ちの上、受付にてご提示またはご提出ください。

公益財団法人 人権教育啓発推進センター「えせ同和行為対策セミナー」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX 芝大門ビル4F

TEL:03-5777-1802 (代表) / FAX:03-5777-1803

Eメール:ese2019@jinken.or.jp / ウェブサイト:http://www.jinken.or.jp / twitter:@Jinken_Center

YouTube「人権チャンネル」<https://www.youtube.com/jinkenchannel>

人権に関する図書、DVD等資料、無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまでお問い合わせください

TEL.03-5777-1919 FAX.03-5777-1954 <http://www.jinken-library.jp>

企業の社会的責任（CSR）・人権啓発ビデオのごあんない

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、企業の社会的責任や人権をテーマとした取組事例ビデオを制作しております。無料で差し上げておりますので、ぜひご利用ください。



企業活動に人権的視点を
 CSRで会社が変わる・社会が変わる

V-01

●取組事例ビデオ（DVD）
 「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例の中から企業にとって関心の高いテーマに関する事例を映像で紹介。



企業活動に人権的視点を②
 会社や地域の課題を解決するために

V-02

●取組事例ビデオVol.2（DVD）
 これまで「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例に加え、新たな国内外の動向を踏まえた視点からも取組事例を選出。映像と専門家による解説等によりわかりやすく紹介。

●ご希望の方は、裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスでお申し込みください

FAX 03-5777-1803

- 在庫切れの場合もありますので、あらかじめご了承下さい
- 大量部数をご希望の場合は事前に当センターまでご相談下さい
- 申込用紙（PDF）は、人権センターのウェブサイトからダウンロード可能です

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>



● V-01、V-02に収録されている映像は下記ウェブサイトから全編視聴可能です ●

<http://www.jinken.or.jp/information/jigyuu/event/seminar>

お問合せ お申込先	公益財団法人人権教育啓発推進センター「中企庁CSR・人権パンフ等担当」 〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F TEL 03-5777-1802（代表）・FAX 03-5777-1803 ウェブサイト http://www.jinken.or.jp / ツイッター @Jinken_Center
--------------	---

▲▽▲ 人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで ▲▽▲
<http://www.jinken-library.jp/>

企業の社会的責任（CSR）・人権啓発ビデオ（中小企業庁委託）

FAX 申込用紙

センター記入欄

入力	発送

Code	人権啓発ビデオ名称	希望枚数
V-01	企業活動に人権的視点を①—CSRで会社が変わる・社会が変わる— * 取組事例ビデオ（DVD）	枚
V-02	企業活動に人権的視点を②—会社や地域の課題を解決するために— * 取組事例ビデオVol.2（DVD）	枚

※在庫切れの場合や配布部数の制限をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、V-01、V-02に収録されている映像は下記ウェブサイトから全編視聴可能です。

<http://www.jinken.or.jp/information/jigyou/event/seminar>

ご利用目的 該当する番号に ○をつけてください	1 個人学習・自己啓発	2 研修会（主な対象者： _____）
	3 イベント等での配布	4 資料作成の参考
	5 その他（ _____）	

団体（法人名等） 部署名（部・課等）		
ご担当者氏名		
ご連絡先	TEL	FAX
	Eメール	
パンフレット等 送付先（所在地）	〒 _____	
到着希望日	月 _____ 日 _____	※お申込みから発送まで在庫がある場合で2週間程度お時間を頂くため、ご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。

<input type="checkbox"/> 情報提供は不要	人権センターからの情報提供が不要な方のみ、左の <input type="checkbox"/> をチェックしてください。
----------------------------------	---

■お問い合わせ■ 公益財団法人 人権教育啓発推進センター「中企庁CSR・人権パンフ等担当」
TEL03-5777-1802（代表）・FAX03-5777-1803・ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

FAX 03-5777-1803

企業の社会的責任（CSR）・人権啓発パンフレット等のごあんない

公益財団法人人権教育啓発推進センターでは、経済産業省中小企業庁の委託を受け、企業の社会的責任や人権をテーマとした各種パンフレットを制作しております。無料で差し上げておりますので、ぜひご利用ください。



「CSR」で会社が変わる、社員一人ひとりに「生きたCSR」を、社会が変わる。

HR-1

●経営者向け（A4/28頁）
企業経営に人権の視点を盛り込むことについてまとめた冊子。企業の社会的責任の観点から人権への取組が必要なことについて解説。



「CSR」で意識が変わる、企業は伸びる、一人ひとりに「わかるCSR」を。

HR-2

●担当者向け（A4/48頁）
企業の人権啓発担当者が社内における啓発活動を行うための参考資料。人権研修の実践のヒントとして活用できます。



「CSR」で見えてくる明るい明日、一人ひとりが考える「CSRと人権」。

HR-3

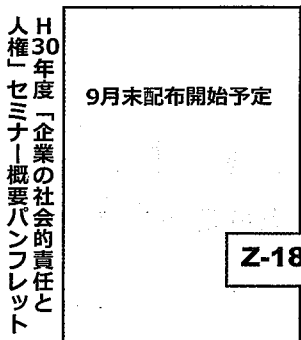
●従業員向け（A4/28頁）
企業で働く人々の人権啓発冊子です。企業の社会的責任と人権に関する基本的な事柄をわかりやすくまとめています。



「えせ同和行為には…みんなでNO!」対応のポイント。

E-01

●えせ同和行為対応リーフレット（A4/4頁）
えせ同和行為にどのように対処したらよいのか、簡潔にまとめたリーフレット。読みやすく、一般向け配布に最適。



Z-18

●H30セミナー概要（A4/32頁）
平成30年度に奈良、東京、大分で開催された「企業の社会的責任と人権」セミナーの内容をまとめた概要集。基調講演と6社の事例を紹介。



Z-17

●H29セミナー概要（A4/32頁）
平成29年度にさいたま、神戸、松山で開催された「企業の社会的責任と人権」セミナーの内容をまとめた概要集。基調講演と6社の事例を紹介。



V-01

●取組事例ビデオ（DVD）
「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例の中から企業にとって関心の高いテーマに関する事例を映像で紹介。



V-02

●取組事例ビデオVol.2（DVD）
これまで「企業の社会的責任と人権」セミナーで発表いただいた実践事例に加え、新たな国内外の動向を踏まえた視点からも取組事例を選出。映像と専門家による解説等によりわかりやすく紹介。

●ご希望の方は、裏面の申込用紙に必要事項をご記入の上、ファックスでお申し込みください

FAX 03-5777-1803

●在庫切れの場合もありますので、あらかじめご了承ください

●大量部数をご希望の場合は事前に当センターまでご相談下さい

●申込用紙（PDF）は、人権センターのウェブサイトからダウンロード可能です

<http://www.jinken.or.jp/archives/882>



●一部パンフレットの電子データ（PDFデータ）は中小企業庁ウェブサイトからもご覧いただけます

https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm

お問合せ
お申込先

公益財団法人人権教育啓発推進センター「中企庁CSR・人権パンフ等担当」

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802（代表）・FAX 03-5777-1803

ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp> / ツイッター @Jinken_Center

▲▽▲ 人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで ▲▽▲
<http://www.jinken-library.jp/>

企業の社会的責任（CSR）・人権啓発パンフレット等（中小企業庁委託）

FAX 申込用紙

センター記入欄

入力	発送

Code	パンフレット等名称	希望部数
HR-1	「CSR」で会社が変わる、社会が変わる —社員一人ひとりに“生きたCSR”を— * 経営者向け	部
HR-2	「CSR」で意識が変わる 企業は伸びる —企業の一人ひとりに“わかるCSR”を— * 担当者向け	部
HR-3	「CSR」で見えてくる明るい明日 —一人ひとりが考える“CSRと人権”— * 従業員向け	部
E-01	えせ同和行為には...みんなでNO! —対応のポイント— * えせ同和行為対応リーフレット	部
Z-17	平成29年度「企業の社会的責任と人権」セミナー概要	部
Z-18	平成30年度「企業の社会的責任と人権」セミナー概要 ※9月末配布開始予定	部
V-01	企業活動に人権的視点を —CSRで会社が変わる・社会が変わる— * 取組事例ビデオ (DVD)	枚
V-02	企業活動に人権的視点を② —会社や地域の課題を解決するために— * 取組事例ビデオVol.2 (DVD)	枚

※在庫切れの場合や配布部数の制限をお願いする場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、一部パンフレットの電子データ（PDFデータ）は、中小企業庁ウェブサイト（表面参照）にて公開されております。プリントアウトして、研修等でご活用ください。

ご利用目的 該当する番号に ○をつけてください	1 個人学習・自己啓発	2 研修会（主な対象者：	）
	3 イベント等での配布	4 資料作成の参考	
	5 その他（		）

団体（法人名等） 部署名（部・課等）			
ご担当者氏名			
ご連絡先	TEL	FAX	
	Eメール		
パンフレット等 送付先（所在地）	〒		
到着希望日	月	日	※お申込みから発送まで在庫がある場合で2週間程度お時間を頂くため、ご希望に沿えない場合があります。あらかじめご了承ください。
<input type="checkbox"/> 情報提供は不要	人権センターからの情報提供が不要な方のみ、左の <input type="checkbox"/> をチェックしてください。		

■お問い合わせ■ 公益財団法人 人権教育啓発推進センター「中企庁CSR・人権パンフ等担当」
TEL03-5777-1802（代表）・FAX03-5777-1803・ウェブサイト <http://www.jinken.or.jp>

FAX 03-5777-1803

えせ同和行為には…

みんなので

NO!

対応の
ポイント



おたく
あかってんの?

“えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。“えせ同和行為”は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。このような行為に応じてはなりません。

CASE 1

電話が
かかってきた



同和問題の書籍を
買っていただきたい

購入する意思はありません

では一度お話し伺いたい

お会いするつもりは
ありません



POINT

- 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとる
- 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意志がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- 法務局、弁護士、警察、暴追センターとの連携をとる

CASE 2

会社へ
来てしまった

同和問題の学習が
必要でしょう。
この本を買えばいい

その必要は
ありません

私どもの
研修に参加すればいい

研修は
公的機関が
実施するものを
受けます



POINT

- 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- 最初から面会時間を区切る
- 長居を認める態度と思われるのでお茶を出さない
- 不要なことははっきり告げて帰ってもらう
- 断るときは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」とハッキリ

これが「えせ同和行為」 こんなケースには こうして対応

あなたの事務所にも「えせ同和行為」が突然やってくる？
でも大丈夫！
「えせ同和行為」をよく知り、日頃から備えていけば怖くはありません。

組織で対応する

法務局・警察・
弁護士に相談する

脅しを恐れない

記録は
しっかり取る

その場しのぎの
妥協をしない

CASE 3

事業への参入を
強要された

仕事を回してもらいたい

業者は既に決定しています

人権意識が
足りないですな、
同和問題を
わかってないな

同和問題を
あなたと議論する
つもりはありません

POINT

- 契約の意志がなければきっぱりと断る
- 同和の名を使用しての強要であれば「えせ同和行為」なので断ること
- 要求されても「私が担当者です」と告げ、幹部を出さない
- 約束や即答をしない、「一筆書け」には応じない
- 記録、録音・録画などで、要求を正確に把握する
- 同和问题への取組等を口実にされた場合、「今後どうすべきか法務局に相談する」と伝え、法務局に連絡する。



「えせ同和行為」とは

「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」といった誤った意識に乗じて、企業などから何らかの利権を得ようとする行為です。同和問題（部落差別）の解決を阻む大きな原因となっています。

■同和問題とは

同和地区、被差別部落などと呼ばれる地域の出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職ができなかったり、といった様々な差別を受けるという問題です。このような差別は、憲法で定めている基本的人権の尊重に反し、重大な人権侵害です。

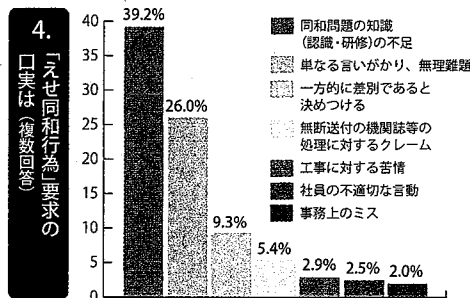
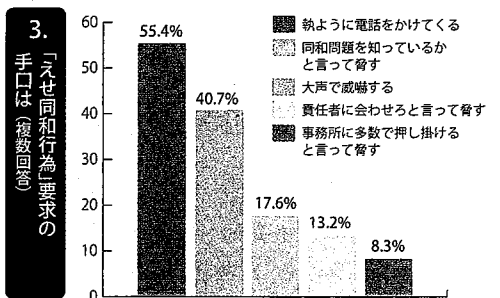
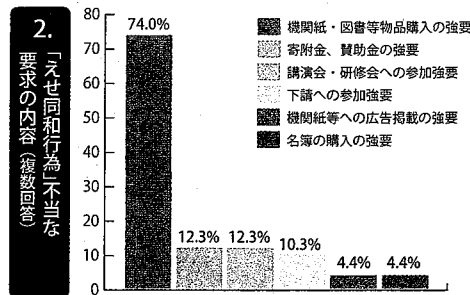
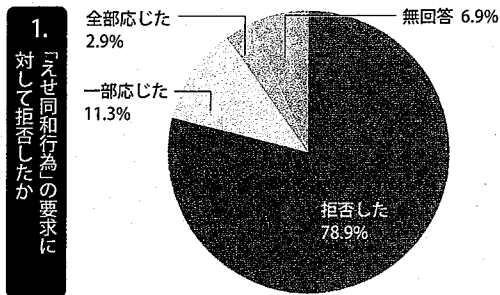
■部落差別解消推進法について

2016（平成28）年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が成立・施行されました。この法律では、同和問題（部落差別）の解決は重要な課題であり、差別の解消へ向けた施策に取り組むことは国の責務であると、改めて明記されています。

企業アンケートに見る「えせ同和行為」の実態

調査の概要

全国の9,000事業所に送ったアンケートに回答のあった4,398事業所のうち、同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所は204事業所、その要求総件数は437件でした。被害率（要求を受けた事業所数の割合）は4.6%でした。そのうち、違法・不当な要求に応じてしまった事業所は29事業所あり、応諾率（要求に対して、「全部」又は「一部」に応じた事業所数の割合）は14.2%でした。



前回調査（平成20年）との比較

- 被害率：16.1%→4.6% 11.5ポイント減少
- 応諾率：12.3%→14.2% 1.9ポイント増加
- 業種別の被害率：依然として建設業が高い
- 要求の種類：「機関誌・図書等物品購入の強要」が依然として多い

※出典 「平成25年中におけるえせ同和行為実態把握のためのアンケート調査結果概要」公益財団法人人権教育啓発推進センター

困った時の相談窓口

警察

- ①緊急を要する場合：110番
- ②最寄りの警察署
- ③都道府県警察本部／刑事部暴力団対策課等
<https://www.npa.go.jp/safetylife/soudan/madoguchi.htm>（警察総合相談電話番号）
- ④都道府県暴力追放運動推進センター
<http://fc00081020171709.web3.blks.jp/center/index.html>
（都道府県暴力追放運動推進センター連絡先一覧表）

弁護士

各弁護士会／民事介入暴力被害者救済センター等（全国の法律相談センター）
https://www.nichibenren.or.jp/contact/consultation/legal_consultation.html

法務局

法務局人権擁護部・地方法務局人権擁護課（支局でも可）
<http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken20.html>（常設人権相談所）

経済産業省中小企業庁委託事業 **公益財団法人人権教育啓発推進センター**

〒105-0012 東京都港区芝大門二丁目10番12号 KDX 芝大門ビル 4F
TEL.03-5777-1802 FAX.03-5777-1803 <http://www.jinken.or.jp>

リサイクル適性(A)